

## 建築物に対する信頼性の回復をめざす「建築士法」・「建設業法」などの改正概要

平成18年12月20日、「建築士法等の一部を改正する法律」が公布され、マンションなど建築物の構造計算書偽造や一括下請負の施工実態などにより失われた国民の信頼性を回復するため、次のような措置が執られることとなりました。以下に、改正法の概要(抜すい)を紹介します。なお、細部規定については、それぞれの施行日に合わせ今後、政・省令および都道府県条令として公表されますので、対応が求められる事項について注目しててください。

### 1. 建築士法関係(一部を除き、公布日から2年を超えない範囲内に施行)

#### (1) 「構造設計一級建築士」・「設備設計一級建築士」制度の創設

##### 構造設計一級建築士の要件と業務

イ. 一級建築士として5年以上構造設計業務に従事し、かつ、国土交通大臣に「構造設計一級建築士証」の交付を申請する前1年以内に登録講習機関が行う講習を修了した者。

ロ. 高さが20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物等、一定の規模の構造設計は、構造設計一級建築士が行う。

ハ. 構造設計一級建築士以外の一級建築士が行った上記構造・規模の建築物の構造設計について、設計者の求めに応じ関係規定に適合するかどうか確認を行う。

##### 設備設計一級建築士の要件と業務

イ. 一級建築士として5年以上設備設計業務に従事し、かつ、国土交通大臣に「設備設計一級建築士証」の交付を申請する前1年以内に登録講習機関が行う講習を修了した者。

ロ. 3階建て以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計は、設備設計一級建築士が行う。

ハ. 設備設計一級建築士以外の一級建築士が行った上記構造・規模の建築物の設備設計について、設計者の求めに応じ関係規定に適合するかどうか確認を行う。

#### (2) 建築士試験受験資格の見直し

一級建築士試験の受験資格者を大学等において建築に関する一定の科目の卒業生で卒業後建築に関する実務を2年以上経験した者とするなど一級、二級、木造の各試験の受験資格を見直す。

#### (3) 講習の受講の義務付け

建築士(建築士事務所に所属するものに限る)、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士は、一定の期間ごとに、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受けなければならない。

#### **(4) 「管理建築士」の要件強化**

建築士事務所を管理する建築士を「管理建築士」とし、その要件を、建築士として3年以上設計等の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者とする。

#### **(5) 設計または工事監理業務の再委託の制限**

建築士事務所の開設者は、委託を受けた設計または工事監理業務を建築士事務所の開設者以外に委託してはならない。

建築士事務所の開設者は、委託を受けた設計または工事監理業務（多数の者が利用する一定の建築物で一定規模以上の新築工事＝分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異など場合に限る）を、一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

#### **(6) 管理建築士等による重要事項説明の実施**

建築士事務所の開設者は、設計受託契約または工事監理受託契約を建築主と締結するときは、あらかじめ管理建築士等にそれぞれの内容および履行に関する重要事項を、書面を交付して説明させなければならない。

#### **(7) 建築士会連合会・建築士事務所協会連合会等の団体による監督体制の強化**

（公布の日から2年6ヵ月を超えない範囲内に施行）

建築士会および建築士会連合会は、建築士に対し、知識および技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。

建築士事務所協会および建築士事務所協会連合会は、建築主等からの苦情の解決、また建築士事務所の開設者および事務所に属する建築士に対する研修を実施しなければならない。

### **2. 建築基準法関係（公布日から2年を超えない範囲内に施行）**

#### **(1) 一定の構造設計によらない工事の禁止**

高さが20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物等、一定規模の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計か、構造設計一級建築士が構造関係規定に適合することを確認した構造設計によらなければ行ってはならない。

#### **(2) 一定の設備設計によらない工事の禁止**

3階建て以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計か、設備設計一級建築士が設備関係規定に適合することを確認した設備設計によらなければ行ってはならない。

### **3. 建設業法関係（公布の日から2年を超えない範囲内に施行）**

#### **（1）一定の民間工事における一括下請負の禁止**

建設業者は、請け負った建設工事が、多数の者が利用する一定の施設または工作物に関する重要な建設工事（分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築物）の場合は、一括下請負をしてはならない。

#### **（2）監理技術者資格者証の携帯・監理技術者講習の受講が必要な工事範囲の拡大**

公共性のある施設、工作物または多数の者が利用する施設、工作物に関する一定の重要な建設工事については、工事現場ごとに監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した監理技術者を専任で置かなければならない。

（建設工事紛争審査会に関する規定は、平成19年4月1日施行）

以上